# 平成23年度 第1回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時:平成23年4月20日(水)14時30分から15時24分

2、開催場所:西宮市役所東館8階801会議室

3、出席委員(13人)

会長職務代理者 2番 野口 照之

委員 5番 直井 勇治

6番 坂口 文孝

7番 茶谷 一

8番 辻本 悟

9番 中松 實

1 1 番 木田 佳文

10番 宮本 清次

12番 田中 勇

13番 大前 輝雄

14番 岡本 久一

15番 吉井 律

4、欠席委員(2人)

3番 上田 さち子

4番 ざこ 宏一

# 5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件

議案第2号 非農地証明書交付の件

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

 事務局長
 森 正一

 係長
 東 孝二

 主事
 立花 逸人

議長

委員の皆様、本日はご苦労様でございます。定刻となりましたので、ただ 今から農業委員会総会を開催いたします。

本日、3番上田委員、4番ざこ委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議長

それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させて いただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議長

異議なしとのことでございますので、8番辻本悟委員、9番中松實委員を 議事録署名委員に指名いたしますのでよろしくお願いします。

以上で日程第1を終わります。

議長

これより日程第2、議案案件に入ります。

まず、議案第1号「西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の1ページについてですが、議案第1号「西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件」でございます。本日配布させていただいています資料は、2点ございます。1点目が西宮市農業委員会事務取扱要領の改正案、2点目が要領の新旧対称表であります。ご説明は、新旧対称を中心にさせてもらいます。

【議案1号を議案書及び、新旧対称表をもとに朗読】

今回の改正は大きく内容を変更するものではなく、例えば、総会の日程の記載、総会の審議事項である生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者についての証明に関する規定を設けるなど要領を点検しまして実際の運用に合わせて規定を設けた改正が中心でございます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

なければ、議案第1号「西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件」 につきましては、ご承認いただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、議案第1号につきましては、原案の とおり承認することといたします。

議長

続きまして、議案第2号「非農地証明書交付の件」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の2・3ページについてですが、議案第2号「非農地証明書交付の件」2件でございます。併せて裏面地図をご覧下さい。

### 【議案2号を議案書をもとに朗読】

今回申請の2件、計30筆の農地ですが、昨年度実施した、農地利用状況調査の対象として、昨年11月から12月まで農地利用状況調査員及び農業委員により現地調査を実施しており、その際、いずれの農地も現況は山林化していることを確認しております。

議案書の現地調査日につきましては、この度の申請があったことから、事務局等により航空写真等により再確認いたしましたので、その日を記載しております。農地でなくなった時期ですが、概ね平成元年頃から数年で山林化したという状況でございます。

この度、申請人から非農地である旨の証明願出がありましたが、申請農地はいずれも森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難である場合と認められることから、西宮市農業委員会事務取扱要領第9条の規定に基づき非農地証明を交付しようとするものであります。

議長

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

2番(野口) 平木の一番下のところやね。

6番(坂口) ■ 蓬莱狭と山続きのところです。

名来のやつは、あたご神社のところですか。

11番(木田) いいえ、きのはしのところです。もう、早くからこうなっています。

15番(吉井) これは行政側から提案したのですか。

事務局

そうですね。農地利用状況調査で判明した山林化、原野化の程度が著しく、 地目が田、畑ですが、農地として復旧することが困難な農地の所有者に対し て、非農地証明の申請ができる旨を順次案内しています。

11番(木田)

名来の方の農地に関しては、農地の灌漑用のため池がすべて潰れています。 ため池からつくり直さないといけないことからより復旧は困難。

2番(野口)

登記は山林に変えるという指導をするのか。

事務局(東)

します。

事務局

変えてはどうですかという指導的なことをして、本人も確かにそうですね ということで非農地証明書を出し、登記を・・・。

事務局(東)

直すと思います。

13番(大前)

戦争中は作っておった。

8番(辻本)

これは申請があったのやな。他にも山になっているところがあったけども。 順次連絡を進めています。

8番(辻本)

今後こういった申請がまだでてくるということやな。

事務局

事務局

そうなります。

議長

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

なければ、議案第2号「非農地証明書交付の件」につきましては、ご承認 いただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、議案第2号につきましては、証明書 を交付することといたします。

議長

それでは、これより報告案件に入ります。

まずは、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書4ページ1件でございます。

## 【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長 専決により、書類を受理しましたのでご報告します。

議長

事務局の報告は終りました。本報告に対し、ご質問はございませんか。 (発言なし)

議長

他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

続きまして、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出 受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書5ページ1件でございます。

### 【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事 務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議長

事務局の報告は終りました。本報告に対し、ご質問はございませんか。 (発言なし)

議長

他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

続きまして、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出 受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。 事務局

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書6ページ1件でございます。

#### 【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事 務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議長

事務局の報告は終りました。本報告に対し、ご質問はございませんか。 (発言なし)

議長

他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

続きまして、報告第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書7ページ3件でございます。

#### 【議案書朗読】

3月3日及び17日の現地調査の結果すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議長

事務局の報告は終りました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

(発言なし)

議長

他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

以上をもちまして、本日予定いたしておりました議事・報告案件はすべて 終了いたしました。

議長

これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。